



洋学文庫
文庫 8
A 177



45
118
228

戊辰正月廿五日以後之記
至正月十五日
到已

五十四葉

盤丹語箋
復古雜話

中
三
冊

○官裁所 議定職公卿一員諸侯
一員此ノ任ニ充ツ
○大少典 若下ノ系典ト云

○裁判二員中ニ坐ス 系典公卿二員 兩側ニ分坐ス

○徵士員士建議ノ時其人裁判ノ前ニ進ニ大少典ノ中ニ坐ス

○下之

議事

所圖



○皇帝陛下臨時 出御 系典 議事 大少典 公卿 徵士 筆官

○但者一休一六ノ休日トス 上ノ系典

○每日巳刻會集午時會議未刺退散

○議事ノ次第前日上議事所ヨリ支ヲ掛ケ題ヲ設ケ若下ノ後事而シテ徵士員士建議

裁判以テ筆友記之 詞論也ス言ヲ及スノ三書面也 上亦評以且題外建白ノ節ハ評ヲ受ケ

○次議ノ次第上ノ議定而シテ於テ所建議ヲ執リ議定職復議 總裁職其宜ニ從テ斷

之筆友記之

三職分課

○總裁職 官 副 總裁 官 公卿 諸侯

○常一切ノ事務ヲ物判ス

○議定職 官 公卿 諸侯

○常事務各課ヲ分科目ニ議事ヲ言次ス裁判 公卿一員 諸侯一員

○神祇事務總辦

○神祖祭祀祝部 神戶 寺社僧尼之事ヲ辦ス

○内國事務總督

京畿產路及諸國水陸運輸駁路并市都城漢口鎮臺市尹ノ事ヲ督ス

○外國事務總督

外國交際條約知見易拓地有民之事ヲ督ス

○海陸軍務總督

海軍陸軍總督守衛緩急軍務ノ事ヲ督ス

○會計事務總督

戶口賦役金穀用度貢獻宮繕秩祿倉庫ノ事務ヲ督ス

○刑法事務總裁

監察糾彈捕亡以獄法刑律事務ヲ督ス

○制度審議總裁

官職制度各分議制選叙考課諸規則ノ事ヲ督ス

○參事

公卿 徵士 常事務ヲ督ス 各課ヲ分督ス 傳奏 命ヲ傳達ス

○祿事務掛

内廷ノ事務掛 外廷事務掛 海陸軍事務掛

○會計事務掛

刑法事務掛 制度審議掛 國會議事掛

○三職月給

總裁職 月金 壹貫目 議定職 月金 八百目 系典職 月金 五百目

○總裁職

但宮公卿諸侯徵士差別ニ職ニ從テ給之

○議定職

宣命ノ月公事ニ多クテ四月ヨリ限トス 三行退ク

○系典職

或延テ八年トス亦公議ニ執ルヘシ

○諸侯議定職之者互職四年ニ議定職

但官公卿諸侯徵士差別ニ職ニ從テ給之

○或延テ八年トス亦公議ニ執ルヘシ

但官公卿諸侯徵士差別ニ職ニ從テ給之

○諸侯議定職常系下或因病則代以重臣ヲ出シ事務與ルヲ許ス

○徵士系典分課者自撰ヲ以手代ヲ置ヲ許ス。系典一人手代三人トス。手代月金二十目

徵士 員士

○徵士 員士

諸侯及郡縣者其撰奉授擢系典職任下ノ議事也其別議吏官也

又分課因テ其課掛トル者其事ヲ事務ス

撰奉之法公議執リ授擢セシ則徵士ト命ス 祿秩生官主ノ不為ニ任ス別ニ月金ヲ以政府ヨリ給之

○在職四年 徵士奉命ノ月ヨリ算シ 二三千廣ク賢才ニ讓ルヲ要トス若其人當器猶不退者又四

年ヲ延テ在職八年トス 限トス 議執ルヘシ

○員士 大爲中石石己三員中下石石上三十九石石近二員中下石石上九石石近二員

諸侯士生之撰任下ノ議事也其公也。員士トス則議事也其與論ヲ執リ者トス

員士之員有年限十二年之進退不任又其人ノ才純ニ因テ徵士ニ撰奉ス

會盟式

○上ノ議事所ニ於テ

皇帝陛下臨御列侯會同三職列座 衣冠如列侯議事式如但下系典者

總裁盟約書持テ 市譯并總裁 列候拜駐斡約

○總裁徵盟約書ヲ讀終テ議定諸侯之人、中央進三名ヲ記ス 斡約次ニ列

列侯同ニ

○盟約式終リ列侯退リ次日約書ヲ使急天下ニ布告ス

盟約

○列侯會議ヲ與シ美樺公論ヲ決スヘシ

○官武二途庶民ニ至リ迄各々志ヲ遂ケ人々ヲシテ儀ヲシテ凡欲ス上下心ヲ一ニシテ其業ニ經綸

ヲ行ハシ

○智識ヲ世界ニ求メテ

皇基ヲ振起スヘシ徵士期限志願具才ヲ讓ルヘシ

右ノ事々公平管見切ニ基テ

朕列侯庶民同心力唯

御諱 □ 丙申

年号月日

○然哉私私ノ心ヲシテ其人心志ニ因テ其業ニ對テ

○列侯名目

○會同盟約三年一集式ニ盟ヲ重シスル也

但約定書條件時ニ依テ損易スヘシ

○今盟約ノ事ニ巡察使ヲ差シテ列侯盟ヲ臨ヤテ其安否ニ度尚生巡察事

條及使人員救臨時量テスヘシ

此大政官格式最妙ニ 朝政條理確乎トシテ亦是則復古政奥ニテ可知米利

堅合衆國ノ執法ニ依テ我カ邦俗ニ從テ酌量増損セシ物ナリ復古來

朝政之

勅諭布告中不有如此平治决迫歟

○此ノ冊子ニ好參政上達書簡ニ附テ其北ヨリ戊辰三月九日届公撰ニ不可許他看夫

領得之

口人復白

昧死多罪

般若井謹評

長崎切支丹一件
丁卯六月十日
...

長崎切支丹一件

丁卯六月十日
...

長崎
一系

○於社造善境の諸祀遊覧

右に於社造

善境の諸祀

勅裁の条

政所

政所

○有柳川の善境の諸祀井井並に其の善境の諸祀遊覧の事
九月廿日

春日祭

○上柳橋本町の諸祀

并坊隣右中并

近衛府使

三系西少将

奉新

○右に於社造

善境の諸祀

○明春立天后

傳奏中門中酒子

奉新

廿五日右中并

奉新

○右に於社造

時陽善人
殺害

○七月五日於七崎上下町に於て善人一人殺害致す此の故に一國に多き事ありて又其の事
取個に善玉姫の事ありて長崎の軍禮坊に風流ありて第一及戦争の事あり

○七人並に加勢せし事ありて其の事あり

日不敷教
始末

○七崎浦上村邪宗位向の者七人并に及ぶ事ありて其の事ありて其の事ありて其の事あり

十一月大坂所報

○其の事ありて其の事ありて其の事ありて其の事ありて其の事ありて其の事ありて其の事あり

○西海岸に於て其の事ありて其の事ありて其の事ありて其の事ありて其の事ありて其の事あり

一 前年... 西... 河... 月... 地...
一 建... 事... 中... 山... 月... 事... 地...
一 據... 事... 中... 山... 月... 事... 地...
一 據... 事... 中... 山... 月... 事... 地...
一 據... 事... 中... 山... 月... 事... 地...
一 據... 事... 中... 山... 月... 事... 地...
一 據... 事... 中... 山... 月... 事... 地...
一 據... 事... 中... 山... 月... 事... 地...
一 據... 事... 中... 山... 月... 事... 地...
一 據... 事... 中... 山... 月... 事... 地...

辰ノ正月廿七日

大政復古ノ旨

一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...

降参

二月

一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...
一 奉... 旨... 事... 旨... 旨...

相平裁中

白紙の遺書... 於手... 以制... 友... 時... 事

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including names like 大佛内殿 and 大徳寺.

二月十日 卯子 清治五年

一 和恩院 大佛内殿 大徳寺 南禅寺 妙心寺 真如寺

Handwritten notes in a smaller script, possibly identifying the locations or individuals mentioned in the list above.

内侍所... 山... 加... 行在所... 大政官... 事

辰之年分通定之郭假之雜語中之挿公
退而部之續千一

白鳥遺書之序於有之可以制令之友由也

...

...

...

...

...

...

...

...

...

二月十二日分文入講者千一候也

一 知恩院 大佛向殿 大徳寺

二月下旬極

一 以幸先陣 加藤忠直 池田勝

二 後陣 松浦元孝 森繁

織田白雲守

内侍所修書 山本伊藤守 加藤忠能中

行在所 本所寺掛下子 内侍所新

常布於寺掛下子

...

助金とて二十五万トレバ佛の政令(主権)を握るに或るべき事と云ふは其の意也
を以て一四十年

一王位を廢す事

皇太后陛下より上京路に御幸ありて而も其旨を宣はせしに皇太后陛下は之を許さず
と云ふは其の意也

一和議の條に於て山陽に據るべき事と云ふは其の意也

皇太后陛下は之を許さず其の旨を宣はせしに皇太后陛下は之を許さず
と云ふは其の意也

一王位を廢す事と云ふは其の意也

二月廿五日

東之世前侍將

伊藤 音

佛國公使の事

一二月廿五日(佛國)公使の事(佛國)公使の事(佛國)公使の事(佛國)公使の事(佛國)公使の事

一二月廿五日(佛國)公使の事(佛國)公使の事(佛國)公使の事(佛國)公使の事(佛國)公使の事

一二月廿五日(佛國)公使の事(佛國)公使の事(佛國)公使の事(佛國)公使の事(佛國)公使の事

Vertical columns of faint, illegible text on the right page, likely bleed-through from the reverse side.

申報雜誌編輯部代印

定價一匁五分

Vertical columns of faint, illegible text on the left page, likely bleed-through from the reverse side.

中外新聞

第十三號

Vertical columns of faint, illegible text on the right page.

此冊子閏月初七日而亦業騰寫

定價一匁五分

中外新聞

第十三號

Vertical columns of faint, illegible text on the left page.

中外新聞卷十三號

同月再板

○中外新聞卷十三號

○仙臺侯の建白書

○此頃浪蕪の書信中此一通を寄せ來り依て即ち印刷す但其寫本極

難き處あり今筆を隨て二

校正せしむ

○就徳川

○官軍東海東山北陸三道より可令進發の旨被

仰出仕て奥羽之諸藩宜知尊

王之大義我相共謀援六師征討之決旨

仰渡猶又會津容保此度徳川口口叛逆と與

錦旗を破散大逆無道可致發征伐軍の間臣慶邦一手を以て本城襲撃手速に可

奏追討之功旨 此汝汰之趣謹而奉畏若松東北の一孤城と雖も臣慶邦一子
龍不敵乎被 仰付の段を武門の面目も叶ひ難有奉存の速に一藩中も布告出陣の
用意仕 官軍の進發の期も速に應接襲撃可仕然處弊皆藩奥海の濱に僻
右仕道路遠遠 朝廷の決議の深旨の詳細不奉辨畿内上國之形勢等唯々
傳聞而已真偽虚實明白決し難く固陋一隅の見を以て言上信の故千萬恐悚之至
予奉存の共既し廣く言路を開きしれども存付の次第黙止居ても臣子の分難盡不
顧忌諱左に奉言旨 王政復古 朝議一新の折柄一旦天下の兵を改爲動
關東 正征伐の爲に存段も乍思重大の事件深き 敵慮も皆爲に存上は奉
存の共天下の人心歸着仕の事無之して難く爲成然るも先達て口口は用被
為に存 内可仕旨は汝汰に付會桑繁先手仕上京信中途右兩竹藩より

官軍の砲發信を叛逆無給大逆無道の朝敵に付追討將軍を以て 正征討被
為に存布告に相成る處口口臣下等布告の趣も先手の者關門へ差掛り
節儀に薩藩勢より及砲發不得止争闘するに申有之如何も倉卒紛擾の間
砲發の先孰れ後分明不相辨風聞も有之臣慶邦 汝汰の趣を奉
疑口口布告の旨を信ししを曾て無座共發砲前後判然不相辨より心
疑或は十九九可有之是れ人心一定不仕一條の座の徳川祖先數百年の禍亂を
定め撥亂反正大勳勞を今更中七のまでも無之思系世偃武修文海内を鎮靜仕る事
既に二百餘年の久き及び運澆季に屬し武威漸く不振遂に嘉永癸丑年以來
外夷陸續紛至人心騷然其間も口口處置宜を得ず失體不當の故不仕可有
之の共今日に至り既に政令歸一公平正大の旨を以 皇國を安んず奉之が爲に改

權を 朝廷に奉歸の上を又何事と企望仕奉拜 朝廷哉と人心の疑惑十
八九可有之是人心一定不仕二條の座の方今 王政復古紀綱一新萬民利目
の 聖運は相當継天立極萬世無窮の正大算を爲建誠は新民如赤子民の
奉仰 朝廷又如父母一夫不得其所者無きを欽慕仕の折柄一朝海内の兵をば為
動無辜之萬民水火塗炭の苦に陥りぬ段可哀可憐之至必 幼帝の 聖慮
は法為出りて有之間敷と人心の疑惑十八九可有之是人心一定不仕三條の座
の 口口既退去仕の後泰然不動恭順罷在の由然るは先年毛利大膳大夫家來共
關下は於て砲發仕の段を一時卒爾の謀一旦朝敵の汚名を蒙りて共真情實意
明白に相顯されぬ上を寛大の 由仁恕を以て官位復故入京 御免被下りぬ
儀口口とせし一旦祖先の大功をば爲棄徒らば發砲の前後を以て叛名をば爲定ぬ

てを諸藩の心服を勿論下、賤民に至るまで威服を仕間敷人心の疑惑十八九
可有之是人心一定不仕四條の座の抑又外夷の交通の後追々多端に爲成當
今既十餘國の相及び此時當りて一旦天下の兵を動し四海鼎沸の勢に至りぬ
尤彼等と雖も必ず坐して傍觀を仕間敷各國帝王の指揮を受け如何なる舉動
は及びぬ難計然る時は由國辱を宇内の萬民にば爲流り次女も相成人心の疑
惑のゆかりす其心杞憂痛足仕の者又十八九可有之是人心一定不仕五條の
座の彼是をば深思熟慮仕ぬ 朝廷より出師追討の條暫く由用捨置ぬ在
口口等由謹責之儀廣く諸藩の論定をば爲盡天下と共に正大公明無偏無黨
の公論を歸しぬ由處置ぬ為在ぬ必しも不勞六師彼自ら服從可仕此段竊に
奉懇願企望の古語をば輝徳不輝兵を先王の美德と仕又裴晉公の處置得宜

能服其心と云格言、此座、是等の處、而目的を爲す注、王政復古曠世之成業、此大成爲在、招仕、度臣慶邦微衷、此諫察偏、奉希望若、一不然、且赫怒萬民の服不服、此問無之、躁急、此追討と云事、此諸藩、此向北月、難計、海内分裂、群雄割據、慶元以前、十倍するの大亂を醸、加之外、其其鮮を窺ひ、皇國古今未曾有の事變を生、却て轉福爲禍と申もの、此千萬非計之得者也、臣慶邦竊は痛心、惶仕、此不月、淺見、非論極めて、此相成間敷、此覺見悟仕、此共如是、此成運機會、此默止仕、此却て不思の節、此當り可申と不願越、姐謹て奉言上、臣慶邦誠恐誠恐、頓首謹言、
 二月、一日、仙臺、中將、
 左之鴨、外史評至矣、盡矣、確乎不拔、余亦謂之、
 磐井僭評

鴨、西外史評、通篇、叙事詳密、章法分明、無隔靴之憾、假令其言不心中、肯及余、尚不失黃絹色絲之稱也、況其所論確不可拔乎、
 於平岡丹波守宅中渡

塚原 寛十郎

姓名略す

弟、過寒、此、仰付、此、塚原、但馬守、重直、此、依、可、被、慶、嚴、科、之、度、格、の、
 實、無、此、死、一、等、一、の、此、宿、初、後、此、此、裁、許、の、此、可、可、被、慶、嚴、科、之、度、格、の、
 下、此、

小野 内膳

弟、子、過、寒、此、仰付、此、此、可、可、被、慶、嚴、科、之、度、格、の、
 實、無、此、死、一、等、一、の、此、宿、初、後、此、此、裁、許、の、此、可、可、被、慶、嚴、科、之、度、格、の、
 下、此、

典志の死可也宿

初禮付承其節の松揚座也 紅毛遣者也

澁川 播摩

○苗子逼塞に任付ありて其第一可成内蔵科の度松子の官典とて予内至可致方
初禮付付多擧也 任付也

曰文云

平山 番書
設条 儀中

○苗子逼塞に任付ありて其第一可成内蔵科の度松子の官典とて予内至可致方
初禮付付多擧也 任付也

曰文云 復本 常馬

曰文云 室賀 甲斐

○苗子逼塞に任付ありて其第一可成内蔵科の度松子の官典とて予内至可致方

○苗子逼塞に任付ありて其第一可成内蔵科の度松子の官典とて予内至可致方

曰文云

大久保 主膳

戸田 肥後

○苗子逼塞に任付ありて其第一可成内蔵科の度松子の官典とて予内至可致方

○苗子逼塞に任付ありて其第一可成内蔵科の度松子の官典とて予内至可致方

右之通

○去月廿六日 皇帝陛下自ら御船に乗御りて天保山邊碇泊し外國

船を巡見し玉に此時諸船より祝砲を發す其聲天を轟くと云ふ是れ横濱新
聞に載る所あり

○三條殿中御門殿并日毛利淡路守各其嫡子をして學藝傳習の爲に英吉利に遣

九世り

右口攻入極峰岨山麓ヲ四里程行キ土湯上ニ進入此辺路獵師キト外通行スル処ニ
アス式置ヤ刀銃ヲ繩ニ縛リ轉々落キ夫ヨリ體ハカリズ少クト落キ漸ヤク土湯辺ヲ行キシ
申ナリ因ク如ク荒卷岩庄内ノ軍屯ニ居リ菅長ノ軍未ルヲ見テ先以引退ケ土湯ヨリ
荒卷岩ヲテ十ニ程ア申ナリ荒卷岩辺ニ少石ヲ多ク積置テ是官軍等最上川ヲ舟ニテ
渡リ攻入ル所ニ碇ニテ毛打出ス為テナリ或ハ砲丸ノ換リ用ルル為カ菅長ノ益進ニ入見
テ庄内ニ館川ノ橋ヲ切落シ故ニ右川ヲ渡リタル御殿林ト云処ニ庄内軍多ク屯集シ
居リ杉林前ニ大砲ニ四門ヨリ頼リニ砲聲不絶ルニ菅長ノ軍ニ庄内ノ軍ノ其勢大小
多寡敵ヲ難ク見テ因ク後口卷ニテ小銃ヲ放テ何故カ庄内ノ軍ニテサ門ノ大砲ヲ引
揚ケ退キ申ナリ菅長ノ軍清川ヲ林ニテ欲スル岨ノ路ヲ行キ故其器械ヲ廢シテ
故ニ其策モ行ハス已クテ得テ菅長ノ軍後難ク恐レ引退キ又館川ヲ渡リ庄

内軍ニ山南ノ下ニ湖水ヲ決リ大水ヲ流ス先ニ渡リシ時ヨリ水甚溢シ首切リテ渡ル處ヲ
庄内軍小銃ヲ以テ狙ヒ撃テ此岸長人ヲ討死ス菅長取合セ拾五人モ怪我アル由ナリ全
体北軍ニ之儀長ニテ三日ノ夜打テト欲スル処新庄ヲ查過ニ登ス途中ニ夜已明サ四日ノ
日出頃ヨリ接戦スル由ナリ
奥山永之進家中那須弘平筆記止ヘ

室四月廿日付
前段河内陣先令直御上系ノ御先左の御討合ニ決テ北軍ヲ討テ其ノ
因循ノ邊ニ先令直御上系ノ御先左の御討合ニ決テ北軍ヲ討テ其ノ
碓氷時義傳ノ世に切カキ出張技ヲ推シテ世に徴毒ニテ病林ニ就テ其ノ
右軍ニ接合亦不ナリ九條殿下ニ岩沼邊陣取ノ所先ト兼狂能ヨリ
其ノ風切ノ中ニ舍ノ邊ニ米中ノ御先令直御上系ノ御先左の御討合ニ決テ北軍ヲ討テ其ノ

本番の談判。本年四月、但本白張、度接申、
着陣、
一、伏見表砲台、
一、高加増地、

一、容保、尾張、
一、一、
右、
局、
向、
件、

幾、
一、
又、
百、
一、
領、
一、

陸軍省書記官局公告

陸軍省書記官局公告

今將容保及耐罷款項... 中世在安容保... 以昭之至性也

呈請了四

市在也

上取也

但米 工役

市保 善記

今將容保... 安後。一。安。板倉。藤井。瀨井。六郷。南郷。鐵田。十八...

中外新聞第十四號

定價一匁

中外新聞

第十四號

中外新聞第十四號

慶應四年四月十九日

鎮撫使より布告

今般海陸進軍も朝敵口口硬命の計誅鋤遊を極力断絶すべし
叡慮の處當人悔悟謹慎に事せば從來の行状雖不可放生靈塗炭の難苦不
為忍罪魁すら猶死一等の罪に處せしめ歸郷の難事も勿論既往も不処才能及び
有志の者も亦拔擢億兆愛撫の意四海に示し表すべし思召す徳川譜代陪臣
吏子至るまで凍餒の患無之招き扶助可成下り付疑懼を不抱此

御意を奉戴し士農工商一切安堵營業可致に尚追々
布り共當分徳川祖宗の良法も其儘續及更無之に條勤
王一心心得違ひ有
之間敷に且當國諸事訴訟等も聊無忌諱當總督府まで可申出に其至當公

平の裁判可有之ものあり

辰四月

東海道鎮撫總督府

大坂より書状寫

入の手輕の市行

林平裏様三月廿三日晝時西御堂へ

幸由道筋助も至て穩子て静子座へ廿六日早天より天保山へ

御下の様子 天見子相成苗子て海

中へ大筒打込り音市中へ相郷音きや

法幸まを市中五ても色へ惡觀り觸り共高事鎮静の由事子て文子安塔仕

り金相堆初も二百三四十奴り五奴位子相成中へ依之大坂表人氣至て穩子座

座必由案卜子茶間敷

寶曆四年四月十日

來月五日頃

由登車子て南都

市越夫

由歸京と上事

由座

三月廿日

〇歎願書

一城の役も徳川家相續の者相定りまを一時田安へ由預けり 仰付り奉願の甚見

越り候を申上奉恐入り共尾張家へ相續り 仰付り候も 由免奉願度

一軍艦銃砲も徳川家名由立に成下高井子領地相極り上差上り仕度事

右二條格別の寛典を以 由差免相成り由由盡力程奉願の素より有罪の

私共右様の件々奉願の候も 天朝の由怒り奉觸りも難計下を主人口口の

趣意日北月きり候も共此際日當り百年の生命の爲子千載の汚名を捨置き

恨を合て命を奉り候も海陸兩軍臣子即採相立不申の間私共一同の心

中市賢察は城下幾重にも相貫きしは執成奉願度此段歎願信謹言

四月 日

海陸兩軍一同

○ 静寛院宮様 實成院様も田安出殿出移 天璋院様を一橋出殿

出移出座し 上様を去る十日水戸表へ 出發途相成し

十日より口へ出陣し出陣の左の如し

竹橋 清水 田安 半藏

右四ヶ所田安殿出願

外櫻田 西丸大手 神田橋

右口へ官軍人数出固めあり外櫻田と神田橋とを往來通行あり

坂下 内櫻田 大手 平川 矢來 馬場先 和田倉 雉子橋

一橋

右口へ切官軍番兵を差置り事

○横濱新報譯文

四月七日到着の英船に託して長崎在留の外國人某より一封の書状を贈り其大意左の如し

此程長崎表の形勢甚穩あり薩長土三藩互に不和を生じ或は計略を以て其境相分りたり共市中諸方張札の如し一日を薩長の所置を誹謗一日を長土の所置を非難又次の日薩土の悪行を書記とて日この事にて三藩の家臣共互に疑惑を生じしにまゝ戦争に至り不やれ共只今の振子もて何時

事の起りも或も難計甚心配いこ

○信州路報告

此程相樂捲三といふ者并外七人信而追分宿にて鼻着せられ外十餘人の者片鬚片眉剃落し追放相成り右を捲三巨魁して無頼の悪徒を集め官軍先鋒郷導隊と唱(總督府の命と偽り信州の村を乱妨し良民を劫し金銀を貪り其悪事露顯せし故ありと承及申り云云

○相館來狀寫

此表を江戶に移し奉敷相分らす甚心配仕る會津追討の儀仙臺(被命出り)の噂も座何故欽仙臺隣國の諸侯仙臺城下(追々使者差出)殊の外混雜の由り座の中外新聞江戸表にて出來の由りて九号まで手入りの望人澤山有之間重使差

送可下

奉行衆を初め役々皆當所引拂の筈まで魯西亞國蒸気船出雇相成り迎船と相廻り處勅使出下向の後場所引渡り上りて一同引拂の筈に決定いこし間今暫出帳延引可仕共不遠拜願可叶と相樂中

四月二日

海軍局の社中より内外新報と號する新聞紙出版す

松田玄端著述健全學中編二冊發兌す

柳河春三編輯西洋雜誌卷三去冬彫刻の筈ありしが多事を延引漸板行出來す此後毎月一二冊の差支無く出來す可

○偶成

作者不詳

一 望月方方松澤掃部補進石甘也初行入其初の島に居る少隊陣破り其父人救古事此
以於土着未だ下江口等少隊を隊引誘り同澄坂城等陣破り甲田夫人人救事又
乃戦り其父矢不立ちりて之情甘討死に之を以て金澤方子と云ふ余程其也
乃目大に同而都のふふに捕りて印を以て其父と云ふ事

一 米澤良右衛門と云ふ者其古事此のふふに本陣也引誘り其父と云ふ事其父の事
伊合今度勤事於此條殿下より子と云ふ事其父と云ふ事伊合今度勤事
米澤良右衛門と云ふ者其古事此のふふに本陣也引誘り其父と云ふ事

判一 物に引とり本陣
橋下廣北七郎の如き事と云ふれり其母丹後守と云ふ事
伊合今度勤事於此條殿下より子と云ふ事其父と云ふ事伊合今度勤事

金澤直任自伝之別記

右田口討事より本陣也陣

一 伊達道元亦人救事其父人
但元在彼人四隊あり其父と云ふ事其父と云ふ事
同月方方陣

一 伊達道元亦人救事其父人
但元在彼人四隊あり其父と云ふ事其父と云ふ事
同月方方陣

一 伊達道元亦人救事其父人
但元在彼人四隊あり其父と云ふ事其父と云ふ事
同月方方陣

以而也其方三又七人

若原口三ヶ所口陣

回原口陣

一伊達道五命人殺りて人

一伊達道五命人殺りて人

伊達道五命人殺りて人

伊達道五命人殺りて人

伊達道五命人殺りて人

一伊達道五命人殺りて人

一伊達道五命人殺りて人

回原口陣

一伊達道五命人殺りて人

一伊達道五命人殺りて人

惣海濱田村在るを

○武士はあふせし

○身はあふせし

○身はあふせし

○身はあふせし

○身はあふせし

○身はあふせし

○身はあふせし

○身はあふせし

○身はあふせし

大條前記

○思ふも免民の爲とて志し一息を忍ぶるもよき原の程

○思ふも免民の爲とて志し一息を忍ぶるもよき原の程

○思ふも免民の爲とて志し一息を忍ぶるもよき原の程

○思ふも免民の爲とて志し一息を忍ぶるもよき原の程

○思ふも免民の爲とて志し一息を忍ぶるもよき原の程

○思ふも免民の爲とて志し一息を忍ぶるもよき原の程

○思ふも免民の爲とて志し一息を忍ぶるもよき原の程

○思ふも免民の爲とて志し一息を忍ぶるもよき原の程

○思ふも免民の爲とて志し一息を忍ぶるもよき原の程

○思ふも免民の爲とて志し一息を忍ぶるもよき原の程

○思ふも免民の爲とて志し一息を忍ぶるもよき原の程

○思ふも免民の爲と志し一里と思ふも其の原の程

○思ふも免民の爲と志し一里と思ふも其の原の程

○思ふも免民の爲と志し一里と思ふも其の原の程

○思ふも免民の爲と志し一里と思ふも其の原の程

○思ふも免民の爲と志し一里と思ふも其の原の程

一戸の氏に羽良南郡に於て置懸小治産と攻メ藤ヶ嶮に據城を遣し之を以て
根拠ありて西陲海を帶東家古持、家河一流と路と事、舟楫を
らるゝ通海多き也、此の氏、村境を北と南と各海山と事、山ありて路亦険難
一夫守りて夫攻む難、所謂天守、西より古多海の流を據りて亦保天文
以て此地をとりて、此の氏と上松の氏と、廣橋戦船十年未、衝杭や、後遂に上松

上松の氏に羽良南郡に於て置懸小治産と攻メ藤ヶ嶮に據城を遣し之を以て

根拠ありて西陲海を帶東家古持、家河一流と路と事、舟楫を

らるゝ通海多き也、此の氏、村境を北と南と各海山と事、山ありて路亦険難

一夫守りて夫攻む難、所謂天守、西より古多海の流を據りて亦保天文

以て此地をとりて、此の氏と上松の氏と、廣橋戦船十年未、衝杭や、後遂に上松

○思ふも免民の爲と志し一里と思ふも其の原の程

○思ふも免民の爲と志し一里と思ふも其の原の程

○思ふも免民の爲と志し一里と思ふも其の原の程

○思ふも免民の爲と志し一里と思ふも其の原の程

[Faint, illegible handwritten text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.]

